

令和7年度第2回 宗像市市民文化・芸術活動審議会議事録

日 時	令和8年1月28日(水) 10:00~	
会 場	宗像市役所本館301会議室	
出席者	委員	□宮崎 ■古本 □篠原 ■七田 ■福間(順不同・敬称略)
	事務局	■中村 ■高尾 ■椎葉 ■井上

1.あいさつ

事務局:本日は、宗像市文化芸術活動事業補助金交付要綱の改正及び美術品の寄贈等基準についてご審議いただくとともに、『文化芸術の推進によるまちづくりアクションプラン』の位置づけと基本的な考え方についてご説明申し上げ、委員の皆さまと認識の共有を図りたい。

2. 協議内容

(1) 宗像市文化芸術活動事業補助金交付要綱の改正について 資料1・資料1・参考資料

事務局:補助金の交付実績が特定の団体に固定化している現状を踏まえ、より広範な市民活動を支援するため、要綱の改正を行う。

【主な改正内容】

・対象の拡充

障害のある方および若年者(次世代の担い手)への支援を追加する。

・補助率

通常:補助対象経費の2/3以内(自己負担1/3)

障害者・若年者:補助対象経費の3/4以内(自己負担1/4)

・周知方法

福祉政策課を通じたグループホームへの周知及び市内大学への周知を行い、新規申請団体の掘り起こしを図る。

・募集時期

例年通り5~6月に募集、6~7月に審査を予定している。

委員 A:改正案の文言が行政用語的であり、やや読みづらい。

(2) 宗像市美術作品寄贈等基準(案)について 資料2・資料2・参考資料

事務局:市が所有する美術品の活用及び、今後寄贈の申し出があった場合の受入れに関する基準を策定するものである。

【現状の課題】

・収蔵場所

宗像ユリックス等の収蔵スペースに余裕がなく、受け入れが困難な状況にある。

・所有点数

中村研一・琢二の作品 38 点に加え、来歴不明の作品を含めると 200 点以上所有している。

【受入基準の明確化】

・受入対象

市出身又は本市にゆかりのある作家の作品で、芸術的価値が認められ、保存状態が良いもの。

・受け入れを行わない基準

保管・展示が困難なもの、状態が悪いもの。

・専門性の確保

福岡県立美術館の学芸員等、外部専門家の助言を得ながら、審議会で受け入れの可否を審査をする。

【活用の推進】

・教育との連携

郷土の偉人の作品を学校教育や「子ども大学」等の事業で活用し、子どもたちが本物の芸術に触れる機会の創出を図る。

・展示計画

来年度、宗像ユリックスで展示会を開催する予定である。

委員 A: 審査基準の内容が抽象的であるため、詳細を定めた内規を別途作成する必要がある。

(3) 『文化芸術の推進によるまちづくりアクションプラン』の位置づけと基本的な考え方について

資料3

事務局: アクションの進捗管理については、資料 3 をもとに実施する。本アクションプランは取組事項が多岐にわたることから、各取組について「何を実施したか」「計画どおりに進捗したか」という事実(実績・数値等)を把握することに重点を置く。なお、市民の行動や意識の変化については、市総合計画における成果指標により把握する。

【指標の統合】

市の総合計画における KPI の達成を最終目標と位置づけ、アクションプランの 24 の取組を再整理する。

1. 直接鑑賞した割合：18歳～49歳の市民が、公演や展覧会を直接鑑賞した割合。
2. 活動を行った割合：18歳～49歳の市民が、自ら文化芸術活動を行った割合。

【評価方法】

- ・各取組について、計画どおりの進捗があったかを事実（実績・数値等）に基づき管理する。
- ・最終的な成果の評価は、次年度実施予定の市民アンケート結果をもって判断する。

3. その他

(1) 宗像市文化芸術活動事業補助金の審査会について

委員 A：宗像市文化芸術活動事業補助金の審査においては、紙資料だけでなく、パワーポイント、映像、動画などを活用するなど、事業内容がより伝わる工夫を求める。

委員 B・C：来場者数等の数値データに加え、来場者の率直な感想を収集・共有する仕組み（オンラインホームの活用等）について事務局で検討する必要がある。これにより、主催者側への改善助言や、次年度の継続審査における判断材料とすることができる。

次回日程：令和8年 3月 27日（金） 16時開始 宗像市役所 南館 南 203 会議室